

## 議案第 3 2 号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年 3 月条例第 1 3 号）の一部  
を次のように改正する。

第 1 6 条を第 1 7 条とし、同条の前に次の章名を付する。

### 第 6 章 雑則

第 1 5 条の次に次の 1 章を加える。

### 第 5 章 甲府市災害弔慰金等支給審査委員会

第 1 6 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、甲府市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師その他市長が必要と認める者のうちから、必要の都度、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員会の委員は、その者の委嘱又は任命に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

4 前 2 項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中20の12の項の次に次の1項を加える。

20の13	甲府市災害弔慰金等支給審査委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

#### 提案理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、甲府市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。